

千葉県告示第182号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、下記施設の使用料収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成31年 3月 8日

千葉市長 熊谷 俊人

記

1 委託する相手方

千葉市中央区弁天3丁目7番7号
公益財団法人千葉市教育振興財団
理事長 河野 正行

2 委託施設

千葉市中央図書館・生涯学習センター駐車場

3 委託期間

平成31年 4月 1日から平成32年 3月31日まで